

**みやざき魅力発信プロジェクト業務（農業担い手確保）委託
企画提案競技実施要領**

1 目的

この要領は、3つの日本一挑戦プロジェクトのベースにある本県の強みや魅力について SNS 広告等を活用した情報発信を行い、本県の認知度・好感度を向上させ、新たな関係・交流人口の獲得につなげるために、企画提案競技に参加した業者から本業務を実施する候補者を選定することに関し必要な事項を定める。

2 委託の内容

みやざき魅力発信プロジェクト業務（農業担い手確保）委託仕様書による。

3 契約上限額

2, 0 8 7, 8 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

5 参加資格要件

- （1）「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和 4 6 年宮崎県告示第 9 3 号）」第 2 条に規定する入札参加資格を有する者のうち、営業種目が「S：広告・宣伝」である者
- （2）宮崎県に本店又は営業所を置く者
- （3）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- （4）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者
- （5）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- （6）県税に未納がない者
- （7）宮崎県暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- （8）地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 2 1 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 スケジュール（以降、特記がないものは全て令和7年）

- (1) 実施公告 11月 4日（火）
- (2) 質問書受付期限 11月19日（水）午後4時必着
- (3) 企画提案競技参加申込期限 11月19日（水）午後4時必着
- (4) 企画提案書等提出期限 11月26日（水）午後4時必着
- (5) 選定結果通知 12月上旬

8 事務を担当する部局

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
宮崎県総合政策部 秘書広報課広報戦略室 報道担当
電 話 0985-26-0237
E-mail kohosenryaku@pref.miyazaki.lg.jp

9 質問及び回答

7（2）の質問書の提出にあたっては、「質問書」（様式第2号）を用いること。

- (1) 提出方法 持参、郵便又は電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- (2) 提出場所 本要領8の場所
- (3) 提出期限 11月19日（水）午後4時必着
- (4) 回答期限 質問者に対し、質問受付日より原則3開庁日以内に回答する。審査に影響する内容については、企画提案競技参加者全員に回答する。

10 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（様式第1号）を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領8の場所
- (2) 提出期限 11月19日（水）午後4時必着
- (3) 提出方法 持参、郵便又は電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

11 企画書の提出等

7（4）の企画書提出にあたっては、本実施要領2「委託の内容」に沿って書類を作成すること。

- (1) 提出書類

以下の書類一式（以下「企画書」という。）を提出する。

- ①～⑦…1セット（正本）
- ②～⑤…5セット（審査用副本）

①	企画提案競技申請書 (様式第3号)	
---	----------------------	--

②	会社概要（様式第4号）	・パンフレット等の資料がある場合は添付も可。								
③	企画提案書	・下記ア～エ（エは任意）の内容により構成すること。								
	ア 全体概要	・デジタルプロモーション全般に対する考え方、本業務実施に当たっての実施体制及びスケジュールを簡潔に記載すること。								
	イ 動画広告コンテ	・本事業で制作する動画広告の内容（映像・演出等）を可能な限り具体的かつ詳細に記載すること。								
	ウ 配信媒体・手法、ターゲット設定	・イの動画の広告効果を高めるための配信媒体等を提案すること。								
	エ 追加提案（提出任意）	・仕様書4に記載の業務以外に、委託事業の効果を高めるものとして、予算の範囲内で実施可能な追加提案がある場合には記載すること。								
④	見積書及び見積明細書	・委託業務の積算内容が分かるように記載すること。 ・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。								
⑤	業務実績	・動画によるデジタルプロモーションの実績を以下の項目により記載すること（最大3件）。								
		<table><tr><td>名称</td><td>期間</td></tr><tr><td>契約相手方</td><td>媒体</td></tr><tr><td>目的・内容</td><td>ターゲティング・目標設定</td></tr><tr><td>動画掲載アドレス※</td><td>（その他補足説明）</td></tr></table>	名称	期間	契約相手方	媒体	目的・内容	ターゲティング・目標設定	動画掲載アドレス※	（その他補足説明）
		名称	期間							
		契約相手方	媒体							
		目的・内容	ターゲティング・目標設定							
動画掲載アドレス※	（その他補足説明）									
※記載した動画が YouTube や自社サイト等ネット上において閲覧できない場合には、DVD－R等のメディアにより提出すること。										
⑥	暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）									
⑦	納税証明書	・県税に未納がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの）								

（2）企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領8の場所
- ② 提出期限 11月26日（水）午後4時必着
- ③ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

（3）留意事項

- ① 提出する企画書は1案に限る。
- ② 提出後における再提出、差替えは一切認めない。
- ③ 契約金額には、委託業務に係る必要な経費の一切を含むものとするが、やむを得ず県の負担が想定される場合には、その役割分担を企画提案時に明示すること。

- ④ 応募された企画書の著作権は、その提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

12 審査及び選定方法

書面による審査方式とし、提出された企画案について「審査基準書」に基づく審査を行い、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

13 審査の通知

12月上旬までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とし、書面で通知する。

- (1) 参加者が本要領5の参加資格を満たさない者又は候補者決定までに満たさなくなった者である場合
- (2) 企画書に虚偽の記載をした場合
- (3) 企画書が「みやざき魅力発信プロジェクト業務（農業担い手確保）委託仕様書」に適合しない場合又は本要領11（3）の企画書作成上の留意点に適合しない場合
- (4) 2件以上の企画提案をした場合
- (5) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった場合
- (6) 見積額が契約上限額を超えているとき
- (7) 上記（1）～（6）のほか、当該手続に関する条件に違反したとき

15 契約の方法

- (1) 県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を受託候補者で行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 県は、受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

16 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

17 その他

- (1) 本業務により受託事業者が制作した動画等の広告素材の成果物に関する所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとし、県はウェブサイトやSNS等に随時使用、複製するほか、全部又は一部を他の動画等の素材として使用できるものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。